

令和8年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月12日提案分)

総務局

目 次

	ページ
1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 新旧対照表	1
2 神奈川県公益認定等審議会条例 新旧対照表	2
3 神奈川県県税条例 新旧対照表	3
4 神奈川県手数料条例 新旧対照表	4

1 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項又は第4条の規定により採用された職員を除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員_____</p> <p>_____</p> <p>_____を除く。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>

3 神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第9条（略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金）</p> <p>第10条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び</p> <hr/> <p>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金で知事が指定したものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金（所得税法第78条第2項第4号に掲げるものを除く。次号において同じ。）であつて、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金であつて、当該寄附金を信託財産とする公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条～第81条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （寄附金税額控除の対象となる寄附金）</p> <p>第10条 法第37条の2第1項第3号に規定する住民の福祉の増進に寄与する寄附金として道府県の条例で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次の各号のいずれかに該当する寄附金で知事が指定したものとする。</p> <p>(1) 県内に事務所又は事業所を有する者に対する寄附金（所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを除く。次号において同じ。）であつて、その目的が県民の福祉の増進に寄与するもの</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 寄附金（所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものに限る。以下この号において同じ。）を信託財産とする同項に規定する特定公益信託の目的が県民の福祉の増進に寄与するものである場合の当該寄附金</p> <p>2 （略）</p> <p>第11条～第81条（略）</p>

4 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～38（略）			1～38（略）		
39 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催	家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき <u>2万7,600円</u> (2) 家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>3万円</u> (3) 家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>7,000円</u>	39 家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催	家畜人工授精に関する講習手数料	(1) 家畜人工授精講習会 家畜1種類につき <u>2万3,000円</u> (2) 家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>2万5,000円</u> (3) 家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき <u>5,900円</u>
40～44の4（略）			40～44の4（略）		
45 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(1)・(2)（略） (3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら <u>30円</u> (4) 蜜蜂 1蜂群につき <u>70円</u>	45 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）	家畜検査手数料	(1)・(2)（略） (3) 鶏、七面鳥、あひる、うずら <u>20円</u> (4) 蜜蜂 1蜂群につき <u>60円</u>
46（略）			46（略）		
47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射ア～ウ（略） エ ニューカッスル病 <u>20円</u> （生ウイルス予防液を使用する場合には、 <u>10円</u> ） オ（略） (2)・(3)（略）	47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射ア～ウ（略） エ ニューカッスル病 <u>18円</u> （生ウイルス予防液を使用する場合には、 <u>8円</u> ） オ（略） (2)・(3)（略）
48～91の30（略）			48～91の30（略）		

改 正		現 行	
92 削除		92 肥料、飼料又はこれらに関係あるものの依頼分析又は鑑定	肥飼料等分析(鑑定)手数料 (1) 定量分析 ア 窒素 2,780円 イ リン酸(りんを含む。) 2,910円 ウ 加里 2,530円 エ 石灰(カルシウムを含む。) 2,400円 オ 苦土 2,810円 カ けい酸 2,200円 キ マンガン 2,800円 ク ほう素 3,640円 ケ 鉄 4,620円 コ カドミウム 6,450円 サ 銅 5,960円 シ 亜鉛 5,960円 ス 鉛 5,960円 セ 水銀 6,090円 ソ ニッケル 5,930円 タ クロム 5,930円 チ 砒素 5,630円 ツ 有機炭素 4,920円 テ アルカリ分 2,340円 ト 粗たん

改正			現行		
					白質 2,770円 ナ 粗脂肪 2,820円 ニ 粗繊維 4,200円 ヌ 粗灰分 1,260円 ネ 水分 880円 ノ その他 1成分につき 2,470円 (2) 定性分析 1成分につき 730円
93～100 (略)			93～100 (略)		
5 (略)			5 (略)		
6 健康医療局関係			6 健康医療局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～4 (略)			1～4 (略)		
5 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許	栄養士免許手数料	5,800円	5 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定に基づく栄養士の免許	栄養士免許手数料	5,600円
6 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第5条第1項の規定に基づく栄養士免許証の書換え交付	栄養士免許証書換え交付手数料	3,400円	6 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）第5条第1項の規定に基づく栄養士免許証の書換え交付	栄養士免許証書換え交付手数料	3,200円
7 栄養士法施行令第6条第1項の規定に基づく栄養士免許証の再交付	栄養士免許証再交付手数料	3,800円	7 栄養士法施行令第6条第1項の規定に基づく栄養士免許証の再交付	栄養士免許証再交付手数料	3,600円
8 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	2万3,700円	8 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許の申請に対する審査	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	2万2,400円
9 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	3,800円	9 大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更	第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更手数料	3,200円

改 正			現 行		
10 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,800円	10 大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者の免許証の再交付	第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料	3,200円
11～20 (略)			11～20 (略)		
21 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第8条の規定に基づく准看護師の免許	准看護師免許手数料	6,400円	21 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第8条の規定に基づく准看護師の免許	准看護師免許手数料	5,600円
21の2 (略)			21の2 (略)		
21の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	5,900円	21の3 保健師助産師看護師法第15条の2第4項の規定に基づく准看護師再教育研修の修了の登録の申請に対する審査	准看護師再教育研修修了登録申請手数料	5,600円
21の4 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	4,000円	21の4 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付	准看護師再教育研修修了登録証書換え交付手数料	3,400円
21の5 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	4,400円	21の5 保健師助産師看護師法第16条の規定に基づく准看護師再教育研修修了登録証の再交付	准看護師再教育研修修了登録証再交付手数料	4,100円
22・23 (略)			22・23 (略)		
24 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証書換え交付手数料	4,000円	24 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)第6条第2項の規定に基づく准看護師免許証の書換え交付	准看護師免許証書換え交付手数料	3,400円
25 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証再交付手数料	4,900円	25 保健師助産師看護師法施行令第7条第2項の規定に基づく准看護師免許証の再交付	准看護師免許証再交付手数料	4,100円
26 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	4,500円	26 保健師助産師看護師法施行令第10条の規定に基づく助産婦名簿の謄本の交付	助産婦名簿謄本交付手数料	4,300円
27 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の	保健婦免状書換え交付手数料	3,600円	27 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の	保健婦免状書換え交付手数料	3,400円

改 正			現 行		
規定に基づく保健婦免状の書換え交付			規定に基づく保健婦免状の書換え交付		
28 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,600円	28 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第6条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の書換え交付	看護婦免状又は看護人免状の書換え交付手数料	3,400円
29 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	4,300円	29 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく保健婦免状の再交付	保健婦免状再交付手数料	4,100円
30 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,300円	30 保健師助産師看護師法施行令附則第2項において準用する同令第7条第2項の規定に基づく看護婦免状又は看護人免状の再交付	看護婦免状又は看護人免状の再交付手数料	4,100円
31 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	4万5,260円	31 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく病院の開設の許可	病院開設許可手数料	4万1,330円
32 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	2万円	32 医療法第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	1万8,150円
33 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	1万2,300円	33 医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	1万1,100円
34 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	4万8,000円	34 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	病院検査手数料	4万3,580円
35 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	2万6,000円	35 医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料	2万2,260円
36 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	1万9,110円	36 医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料	1万6,170円
37 (略)			37 (略)		
38 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	3万900円	38 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請手数料	2万7,300円

改 正			現 行		
39 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録申請手数料	1万6,900円	39 毒物及び劇物取締法第4条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録申請手数料	1万4,800円
40 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	1万900円	40 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録更新申請手数料	1万300円
41 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録更新申請手数料	7,400円	41 毒物及び劇物取締法第4条第3項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	毒物又は劇物の販売業登録更新申請手数料	6,400円
42 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者の試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	1万2,600円	42 毒物及び劇物取締法第8条第1項第3号の規定に基づく毒物劇物取扱者の試験の実施	毒物劇物取扱者試験手数料	1万500円
43 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,400円	43 毒物及び劇物取締法第9条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に対する審査	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録変更申請手数料	5,200円
44 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料	2,800円	44 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の書換え交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票書換え交付手数料	2,400円
45 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,800円	45 毒物及び劇物取締法施行令第35条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	2,400円
46 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料	4,800円	46 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票の再交付	毒物劇物製造業登録票又は毒物劇物輸入業登録票再交付手数料	4,000円

改 正			現 行		
47 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,800円	47 毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録票の再交付	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	4,000円
48 (略)			48 (略)		
49 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,400円	49 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号）附則第5条第6項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号）第8条第2項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の再交付	診療エックス線技師免許証再交付手数料	4,200円
50 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第286号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	3,900円	50 診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第286号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第3条第1項の規定に基づく診療エックス線技師免許証の書換え交付	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	3,700円
51 (略)			51 (略)		
52 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	4,600円	52 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤施用機関の指定の申請に対する審査	覚醒剤施用機関指定申請手数料	3,900円
53 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	4,600円	53 覚醒剤取締法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤研究者指定申請手数料	3,900円
54 覚醒剤取締法第30条の5において準用	覚醒剤原料取扱者	1万3,400円	54 覚醒剤取締法第30条の5において準用	覚醒剤原料取扱者	1万1,500円

改 正			現 行		
する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	指定申請手数料		する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料取扱者の指定の申請に対する審査	指定申請手数料	
55 覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	4,600円	55 覚醒剤取締法第30条の5において準用する同法第4条第2項の規定に基づく覚醒剤原料研究者の指定の申請に対する審査	覚醒剤原料研究者指定申請手数料	3,900円
56 (略)			56 (略)		
57 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	3,200円	57 覚醒剤取締法第11条第1項(同法第30条の5において準用する場合を含む。)の規定に基づく覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の再交付	覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料	2,900円
58 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	1万6,600円	58 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第3条第1項の規定に基づく麻薬卸売業者の免許の申請に対する審査	麻薬卸売業者免許申請手数料	1万4,600円
59 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	4,600円	59 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬小売業者の免許の申請に対する審査	麻薬小売業者免許申請手数料	3,900円
60 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	4,600円	60 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬施用者の免許の申請に対する審査	麻薬施用者免許申請手数料	3,900円
61 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	4,600円	61 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬管理者の免許の申請に対する審査	麻薬管理者免許申請手数料	3,900円
62 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	4,600円	62 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定に基づく麻薬研究者の免許の申請に対する審査	麻薬研究者免許申請手数料	3,900円

改 正			現 行		
63 麻薬及び向精神薬 取締法第10条第1項 (同法第50条の4及 び同法第50条の7に おいて準用する場合 を含む。)の規定に 基づく麻薬卸売業 者、麻薬小売業者、 麻薬施用者、麻薬管 理者、麻薬研究者、 向精神薬卸売業者若 しくは向精神薬小売 業者の免許証又は向 精神薬試験研究施設 設置者の登録証の再 交付	麻薬卸売 業者、麻 薬小売業 者、麻薬 施用者、 麻薬管理 者、麻薬 研究者、 向精神薬 卸売業者 若しくは 向精神薬 小売業者 免許証又 は向精神 薬試験研 究施設設 置者の登 録証再交 付手数料	<u>3,200円</u>	63 麻薬及び向精神薬 取締法第10条第1項 (同法第50条の4及 び同法第50条の7に おいて準用する場合 を含む。)の規定に 基づく麻薬卸売業 者、麻薬小売業者、 麻薬施用者、麻薬管 理者、麻薬研究者、 向精神薬卸売業者若 しくは向精神薬小売 業者の免許証又は向 精神薬試験研究施設 設置者の登録証の再 交付	麻薬卸売 業者、麻 薬小売業 者、麻薬 施用者、 麻薬管理 者、麻薬 研究者、 向精神薬 卸売業者 若しくは 向精神薬 小売業者 免許証又 は向精神 薬試験研 究施設設 置者の登 録証再交 付手数料	<u>2,700円</u>
64 麻薬及び向精神薬 取締法第50条第1項 の規定に基づく向精 神薬卸売業者の免許 の申請に対する審査	向精神薬 卸売業者 免許申請 手数料	<u>1万6,600円</u>	64 麻薬及び向精神薬 取締法第50条第1項 の規定に基づく向精 神薬卸売業者の免許 の申請に対する審査	向精神薬 卸売業者 免許申請 手数料	<u>1万4,600円</u>
65 麻薬及び向精神薬 取締法第50条第1項 の規定に基づく向精 神薬小売業者の免許 の申請に対する審査	向精神薬 小売業者 免許申請 手数料	<u>4,600円</u>	65 麻薬及び向精神薬 取締法第50条第1項 の規定に基づく向精 神薬小売業者の免許 の申請に対する審査	向精神薬 小売業者 免許申請 手数料	<u>3,900円</u>
66 麻薬及び向精神薬 取締法第50条の5第 1項の規定に基づく 向精神薬試験研究施 設設置者の登録の申 請に対する審査	向精神薬 試験研究 施設設置 者の登録 申請手 数料	<u>4,600円</u>	66 麻薬及び向精神薬 取締法第50条の5第 1項の規定に基づく 向精神薬試験研究施 設設置者の登録の申 請に対する審査	向精神薬 試験研究 施設設置 者の登録 申請手 数料	<u>3,900円</u>
67～76 (略)			67～76 (略)		
77 医薬品医療機器等 法第4条第1項の規 定に基づく薬局開設 の許可の申請に対す る審査	薬局開設 許可申請 手数料	<u>3万4,900円</u>	77 医薬品医療機器等 法第4条第1項の規 定に基づく薬局開設 の許可の申請に対す る審査	薬局開設 許可申請 手数料	<u>2万9,100円</u>
78 医薬品医療機器等 法第4条第4項の規 定に基づく薬局開設 の許可の更新の申請 に対する審査	薬局開設 許可更新 申請手 数料	<u>1万3,300円</u>	78 医薬品医療機器等 法第4条第4項の規 定に基づく薬局開設 の許可の更新の申請 に対する審査	薬局開設 許可更新 申請手 数料	<u>1万1,100円</u>
78の2 医薬品医療機 器等法第6条の2第 1項の規定に基づく 地域連携薬局の認定	地域連携 薬局認定 申請手 数料	<u>1万2,000円</u>	78の2 医薬品医療機 器等法第6条の2第 1項の規定に基づく 地域連携薬局の認定	地域連携 薬局認定 申請手 数料	<u>1万1,100円</u>

改正			現行		
の申請に対する審査			の申請に対する審査		
78の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	1万2,000円	78の3 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	地域連携薬局認定更新申請手数料	1万1,100円
78の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	1万2,000円	78の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	1万1,100円
78の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	1万2,000円	78の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	1万1,100円
79 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,600円	79 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,200円
80 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは化粧品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品	2,400円	80 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは化粧品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品	2,000円

改 正		現 行	
<p>する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは化粧品の製造業の許可に関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のため</p>	<p>若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証書換え交付手数料</p>	<p>する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは化粧品の製造業の許可に関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のため</p>	<p>若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証書換え交付手数料</p>

改 正			現 行		
に使用されるものを除く。以下この項において同じ。)若しくは体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第3項に規定する基準確認証の書換え交付			に使用されるものを除く。以下この項において同じ。)若しくは体外診断用医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第3項に規定する基準確認証の書換え交付		
81 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは化粧品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体	3,400円	81 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品若しくは化粧品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第1項に規定する医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品若しくは再生医療等製品の製造販売業、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造業若しくは医療機器の修理業の許可証、医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所若しくは医療機器若しくは体	2,900円

改 正		現 行	
<p>行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは化粧品等の製造業の許可に関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは体外診断用医薬品（専ら動物のため</p>	<p>外診断用医薬品の製造業の登録証又は基準確認証再交付手数料</p>		<p>行令第80条第4項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第1項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品の製造業の許可に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）、医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは化粧品等の製造業の許可に関する証明書、同号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品、医薬部外品若しくは化粧品の製造所の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。以下この項において同じ。）若しくは体外診断用医薬品（専ら動物のため</p>

改 正			現 行		
に使用されるものを除く。)の製造業の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第3項に規定する基準確認証の再交付			に使用されるものを除く。)の製造業の登録に関する証明書、医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項に規定する医療機器の修理業の許可に関する証明書又は医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第3項に規定する基準確認証の再交付		
82～84 (略)			82～84 (略)		
85 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請手数料	7万4,800円	85 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第1項に規定する化粧品製造販売業の許可の申請に対する審査	化粧品製造販売業許可申請手数料	6万3,200円
86～88 (略)			86～88 (略)		
89 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	4,400円	89 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	4,000円
90 (略)			90 (略)		
91 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	11万2,800円	91 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する第二種医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	10万2,900円
92 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基	医薬部外品製造販売業許可	6万6,200円	92 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基	医薬部外品製造販売業許可	6万3,200円

改 正			現 行		
づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	更新申請手数料		づく医薬品医療機器等法第12条第4項に規定する医薬部外品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	更新申請手数料	
93～96 (略)			93～96 (略)		
97 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	<u>1万3,300円</u>	97 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	<u>1万1,100円</u>
98 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>9万4,800円</u> (2) (略) (3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>4万9,800円</u>	98 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>9万4,300円</u> (2) (略) (3) 医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>4万8,700円</u>
99 (略)			99 (略)		
100 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>7万2,300円</u> (2) 一般医薬部外品（無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるもの	100 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるものを除く。） <u>6万1,100円</u> (2) 一般医薬部外品（無菌医薬部外品を除く医薬部外品をいう。以下同じ。）の製造工程の全部又は一部を行う製造業（(3)に掲げるもの

改 正			現 行		
		を除く。) <u>5万2,200円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万9,700円</u>			を除く。) <u>4万4,500円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,100円</u>
101 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。) <u>5万2,200円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万9,700円</u>	101 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。) <u>4万4,500円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,100円</u>
102 (略)			102 (略)		
103 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	<u>6,700円</u>	103 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第2号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	<u>5,600円</u>
104 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>6万8,700円</u> (2)・(3) (略)	104 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>6万5,300円</u> (2)・(3) (略)
105 (略)			105 (略)		
106 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬部外品	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除	106 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する医薬部外品	医薬部外品製造業許可更新申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除

改 正			現 行		
		く。) <u>5万1,200円</u> (2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>3万4,700円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万7,100円</u>			く。) <u>4万3,500円</u> (2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>3万1,000円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万3,800円</u>
107 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業許可更新申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。) <u>3万4,700円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万7,100円</u>	107 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第4項に規定する化粧品の製造業の許可の更新の申請に対する審査	化粧品製造業許可更新申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2)に掲げるものを除く。) <u>3万1,000円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>2万3,800円</u>
108～110 (略)			108～110 (略)		
111 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医薬部外品 (専ら動物のために使用されるものを除く。) の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>5万9,800円</u> (2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>4万4,700円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表	111 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する医薬部外品 (専ら動物のために使用されるものを除く。) の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医薬部外品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>5万1,800円</u> (2) 一般医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((3)に掲げるものを除く。) <u>3万7,200円</u> (3) 医薬部外品の製造工程のうち包装、表

改 正			現 行		
		示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,700円</u>			示又は保管のみを行う製造業 <u>3万円</u>
112 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2) に掲げるものを除く。) <u>4万4,700円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万4,700円</u>	112 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第8項において準用する同条第1項に規定する化粧品の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	化粧品製造業許可区分変更又は追加の許可申請手数料	(1) 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う製造業 ((2) に掲げるものを除く。) <u>3万7,200円</u> (2) 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う製造業 <u>3万円</u>
113 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万7,500円</u>	113 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>
113の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万7,500円</u>	113の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>
113の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万7,500円</u>	113の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録申請手数料	<u>3万2,400円</u>

改 正			現 行		
113の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万6,400円	113の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
113の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万6,400円	113の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	医薬部外品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
113の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万6,400円	113の6 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項に規定する化粧品の保管のみを行う製造所の登録の更新の申請に対する審査	化粧品の保管のみを行う製造所の登録更新申請手数料	2万3,400円
114 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	100円	114 医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	90円
115 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認申請手数料	9万100円	115 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認申請手数料	8万7,900円

改 正			現 行		
(専ら動物のために使用されるものを除く。以下同じ。)の製造販売の承認の申請に対する審査			(専ら動物のために使用されるものを除く。以下同じ。)の製造販売の承認の申請に対する審査		
116 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬品(医療用の医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。以下「医療用医薬品」という。))に限る。)の製造販売の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認申請手数料	22万700円	116 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬品(医療用の医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。以下「医療用医薬品」という。))に限る。)の製造販売の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認申請手数料	21万2,400円
117 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認申請手数料	5万5,200円	117 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第1項に規定する医薬部外品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造販売の承認の申請に対する審査	医薬部外品製造販売承認申請手数料	4万8,400円
118 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査(同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。)	製造販売承認申請時における医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 9万2,700円 (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 6万4,700円 (3) 医薬品の製造管理又は品	118 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査(同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。)	製造販売承認申請時における医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 7万7,400円 (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査((3)から(5)までに掲げるものを除く。) 5万9,000円 (3) 医薬品の製造管理又は品

改 正		現 行	
		<p>質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p><u>3万2,500円</u></p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>3万2,500円</u></p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>3万2,500円</u></p>	<p>質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。）</p> <p><u>2万8,300円</u></p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>2万8,300円</u></p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p><u>2万8,300円</u></p>
119 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。）	製造販売承認申請時における医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p><u>9万2,700円</u></p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p>	<p>119 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同条第1項に規定する製造販売の承認を受けようとするものに限る。）</p> <p>製造販売承認申請時における医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料</p> <p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p><u>7万7,400円</u></p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p>

改 正			現 行		
		<p>6万4,700円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p>3万2,500円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>3万2,500円</p> <p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p>3万2,500円</p>			<p>5万9,000円</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p> <p>(5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p>2万8,300円</p>
120	(略)		120	(略)	
121	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限</p> <p>医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するも</p>	121	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限</p> <p>医薬品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するも</p>

改 正		現 行	
る。)		る。)	
	<p>のを除く。)</p> <p><u>17万8,800</u> 円)に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬品 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>3,300円</u></p> <p>イ 一般医薬品 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 一般医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。)を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((1)及び(5)に該当するものを除く。) <u>12万8,700円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>のを除く。)</p> <p><u>14万9,000</u> 円)に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬品 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>3,000円</u></p> <p>イ 一般医薬品 (ウ及びエに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 一般医薬品 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。)を含む医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 ((1)及び(5)に該当するものを除く。) <u>10万7,300円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1 品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	

改 正		現 行	
		<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）(4)に該当するものを除く。） <u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>	<p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）(4)に該当するものを除く。） <u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
122 医薬品医療機器等	医薬部外	(1) 無菌医薬部	122 医薬品医療機器等 医薬部外 (1) 無菌医薬部

改 正		現 行			
法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第6項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）	品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,300円</u> イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,800円</u> ウ・エ （略） (2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除	法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）	品製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査申請手数料	外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア 無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,000円</u> イ 一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,500円</u> ウ・エ （略） (2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（(1)及び(5)に該当するものを除

改 正		現 行	
	<p>く。) <u>12万8,700円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。）</p> <p>1品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。)</p> <p><u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに</p>		<p>く。) <u>10万7,300円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。）</p> <p>1品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに</p>

改正			現行		
		500円を加えて得た額 (5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) <u>7万1,500円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額			500円を加えて得た額 (5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査 (製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) <u>6万3,100円</u> に1品目ごとに500円を加えて得た額
123	(略)		123	(略)	
124	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>100円</u>	124	医薬品医療機器等法施行令第80条第1項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>90円</u>
125	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>4万2,600円</u>	125	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	要指導医薬品又は一般用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>3万6,000円</u>
126	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>13万500円</u>	126	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医療用医薬品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	医療用医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料 <u>11万700円</u>
127	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基	(略)	127	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基	(略)

改 正			現 行		
づく医薬品医療機器等法第14条第13項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査			づく医薬品医療機器等法第14条第15項に規定する医薬部外品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査		
127の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額 ア 無菌医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,300円</u> イ・ウ (略) (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>12万8,700円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る	127の2 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	医薬品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額 ア 無菌医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,000円</u> イ・ウ (略) (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>10万7,300円</u> に品目に応じて次に定める金額及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業

改 正		現 行	
	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。） ((4)に該当するものを除く。) <u>7万</u> <u>1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万</u> <u>1,500円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>7</u> <u>万1,500円</u>に</p>		<p>者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。） ((4)に該当するものを除く。) <u>6万</u> <u>3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。） <u>6</u> <u>万3,100円</u>に</p>

改 正			現 行		
		品目に応じて500円及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額			品目に応じて500円及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
127の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>17万8,800円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万1,500円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに <u>3,300円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>12万8,700円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万1,500円</u>に当該確認に係る</p>	127の3 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第1項に規定する医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の区分適合性確認申請手数料	<p>(1) 無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>14万9,000円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 無菌医薬部外品 (イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに <u>3,000円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(2) 一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)及び(4)に該当するものを除く。) <u>10万7,300円</u>に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業</p>

改 正		現 行	
	<p>製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）（(4)に該当するものを除く。） <u>7万1,500円</u> に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万1,500円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p>		<p>者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア 一般医薬部外品（イ及びウに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る。）（(4)に該当するものを除く。） <u>6万3,100円</u> に品目に応じて次に定める金額及び<u>1万円</u>に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p>

改 正			現 行		
		<u>7万1,500円</u> に品目に応じて500円及び <u>1万1,500円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額			<u>6万3,100円</u> に品目に応じて500円及び <u>1万円</u> に当該確認に係る製造販売業者の数を乗じて得た額を加えて得た額
127の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	変更計画に係る医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。) <u>9万2,700円</u> (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。) <u>6万4,700円</u> (3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。) <u>3万2,500円</u> (4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみ	127の4 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	変更計画に係る医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	(1) 無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。) <u>7万7,400円</u> (2) 一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。) <u>5万9,000円</u> (3) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。) <u>2万8,300円</u> (4) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 (製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみ

改 正			現 行		
		<p>を行うものに限る。)</p> <p><u>3万2,500円</u></p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p><u>3万2,500円</u></p>			<p>を行うものに限る。)</p> <p><u>2万8,300円</u></p> <p>(5) 医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p><u>2万8,300円</u></p>
127の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	変更計画に係る医薬品部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	<p>(1) 無菌医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p><u>9万2,700円</u></p> <p>(2) 一般医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p><u>6万4,700円</u></p> <p>(3) 医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p><u>3万2,500円</u></p> <p>(4) 医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬</p>	127の5 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項に規定する変更計画に係る医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認の申請に対する審査	変更計画に係る医薬品部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性確認申請手数料	<p>(1) 無菌医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p><u>7万7,400円</u></p> <p>(2) 一般医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認 ((3)から(5)までに掲げるものを除く。)</p> <p><u>5万9,000円</u></p> <p>(3) 医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p><u>2万8,300円</u></p> <p>(4) 医薬品部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認（製造工程のうち医薬</p>

改 正			現 行		
		品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) <u>3万2,500円</u> (5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) <u>3万2,500円</u>			品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。) <u>2万8,300円</u> (5) 医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性確認(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。) <u>2万8,300円</u>
127の6～127の10(略)			127の6～127の10(略)		
127の11 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	<u>11万2,800円</u>	127の11 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する第二種医療機器製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可更新申請手数料	<u>10万2,900円</u>
127の12 (略)			127の12 (略)		
127の13 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	<u>11万2,800円</u>	127の13 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項に規定する体外診断用医薬品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請手数料	<u>10万2,900円</u>
127の14 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器製造業登録申請手数料	<u>3万8,300円</u>	127の14 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する医療機器(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録の申請に対する審査	医療機器製造業登録申請手数料	<u>3万8,100円</u>
127の15 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第2項に規定する医療機器(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録の申請に対する審査	体外診断	<u>3万8,300円</u>	127の15 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第2項に規定する医療機器(専ら動物のために使用されるものを除く。)の製造業の登録の申請に対する審査	体外診断	<u>3万8,100円</u>

改 正			現 行		
器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の申請に対する審査	用医薬品製造業登録申請手数料		器等法施行令第80条第3項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2の3第1項に規定する体外診断用医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の製造業の登録の申請に対する審査	用医薬品製造業登録申請手数料	
127の16～127の19（略）			127の16～127の19（略）		
128 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	<u>3万4,900円</u>	128 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	医薬品販売業許可申請手数料	<u>2万9,100円</u>
129 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	<u>1万3,300円</u>	129 医薬品医療機器等法第24条第2項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	医薬品販売業許可更新申請手数料	<u>1万1,100円</u>
130（略）			130（略）		
131 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付	配置従事者身分証明書交付手数料	<u>8,500円</u>	131 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付	配置従事者身分証明書交付手数料	<u>7,100円</u>
132 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付	配置従事者身分証明書書換え交付手数料	<u>2,400円</u>	132 医薬品医療機器等法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の書換え交付	配置従事者身分証明書書換え交付手数料	<u>2,000円</u>
133 医薬品医療機器等	配置従事	<u>3,400円</u>	133 医薬品医療機器等	配置従事	<u>2,900円</u>

改 正			現 行		
法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付	者身分証明書再交付手数料		法第33条第1項の規定に基づく医薬品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の再交付	者身分証明書再交付手数料	
133の2 医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	1万5,000円	133の2 医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験手数料	1万4,300円
133の3 医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録販売者の登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	8,700円	133の3 医薬品医療機器等法第36条の8第2項の規定に基づく登録販売者の登録の申請に対する審査	販売従事登録申請手数料	7,600円
134 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	3万4,900円	134 医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料	2万9,100円
135 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1万3,300円	135 医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	1万1,100円
136・137 (略)			136・137 (略)		
138 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第7項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理区分変更又は追加の許可申請手数料	2万5,100円	138 医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第7項に規定する医療機器（専ら動物のために使用されるものを除く。）の修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器修理区分変更又は追加の許可申請手数料	2万1,400円
138の2 医薬品医療機器	再生医療	3万4,900円	138の2 医薬品医療機器	再生医療	2万9,100円

改 正			現 行		
器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	等製品販売業許可申請手数料		器等法第40条の5第1項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の申請に対する審査	等製品販売業許可申請手数料	
138の3 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	<u>1万3,300円</u>	138の3 医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されるものを除く。）の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	<u>1万1,100円</u>
139 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬品を製造しようとするときに限る。）	輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	(1) 輸出用の無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>9万2,700円</u> (2) 輸出用の一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>6万4,700円</u> (3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に掲げるものを除く。） <u>3万2,500円</u> (4) 輸出用の医薬品の製造管	139 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬品を製造しようとするときに限る。）	輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	(1) 輸出用の無菌医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>7万7,400円</u> (2) 輸出用の一般医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。） <u>5万9,000円</u> (3) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に掲げるものを除く。） <u>2万8,300円</u> (4) 輸出用の医薬品の製造管

改 正			現 行		
		<p>理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p>3万2,500円</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p>3万2,500円</p>			<p>理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p>2万8,300円</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。）</p> <p>2万8,300円</p>
140 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬部外品を製造しようとするときに限る。）	輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	<p>(1) 輸出用の無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p>9万2,700円</p> <p>(2) 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p>6万4,700円</p> <p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表</p>	140 医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（輸出用の医薬部外品を製造しようとするときに限る。）	輸出用医薬部外品製造管理又は品質管理の方法の製造開始時における適合性調査申請手数料	<p>(1) 輸出用の無菌医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p>7万7,400円</p> <p>(2) 輸出用の一般医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(3)から(5)までに掲げるものを除く。）</p> <p>5万9,000円</p> <p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち包装、表</p>

改 正			現 行		
		<p>示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p> <p>(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p style="text-align: right;"><u>3万2,500円</u></p>			<p>示又は保管のみを行うものに限り、(4)に掲げるものを除く。)</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。)</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p> <p>(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p style="text-align: right;"><u>2万8,300円</u></p>
141	(略)		141	(略)	
142	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。)</p> <p>輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>17万8,800円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得</p>	142	<p>医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。)</p> <p>輸出用医薬品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料</p>	<p>(1) 無菌医薬品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>14万9,000円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得</p>

改 正		現 行	
	<p>た額</p> <p>ア 輸出用の 無菌医薬品 (ウ及びエ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>3,300円</u></p> <p>イ 輸出用の 一般医薬品 (ウ及びエ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 一般医薬品 (製造工程の うち包装、表 示又は保管の みを行うもの を除く。)を 含む輸出用の 医薬品の製造 管理又は品質 管理の方法の 定期の適合性 調査 ((1)及び (5)に該当す るものを除 く。) <u>12万 8,700円</u>に品 目に応じて次 に定める金額 を加えて得た 額</p> <p>ア 輸出用の 一般医薬品 (イ及びウ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 輸出用の医</p>		<p>た額</p> <p>ア 輸出用の 無菌医薬品 (ウ及びエ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>3,000円</u></p> <p>イ 輸出用の 一般医薬品 (ウ及びエ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(2) 一般医薬品 (製造工程の うち包装、表 示又は保管の みを行うもの を除く。)を 含む輸出用の 医薬品の製造 管理又は品質 管理の方法の 定期の適合性 調査 ((1)及び (5)に該当す るものを除 く。) <u>10万 7,300円</u>に品 目に応じて次 に定める金額 を加えて得た 額</p> <p>ア 輸出用の 一般医薬品 (イ及びウ に掲げるも のを除 く。) 1 品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 輸出用の医</p>

改 正			現 行		
		<p>薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>			<p>薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限り、(4)に該当するものを除く。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行うものに限る。）</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査（製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。） <u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
143	医薬品医療機器等 輸出用医	(1) 無菌医薬部	143	医薬品医療機器等 輸出用医	(1) 無菌医薬部

改 正		現 行			
法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）	薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>17万8,800円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,300円</u> イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,800円</u> ウ・エ （略） (2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(1)及び	法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項に規定する輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査の申請に対する審査（同項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）	薬部外品製造管理又は品質管理の方法の適合性調査申請手数料	外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(5)に該当するものを除く。） <u>14万9,000円</u> に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額 ア 輸出用の無菌医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>3,000円</u> イ 輸出用の一般医薬部外品（ウ及びエに掲げるものを除く。） 1品目ごとに <u>1,500円</u> ウ・エ （略） (2) 一般医薬部外品（製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものを除く。）を含む輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の適合性調査（(1)及び

改 正		現 行	
	<p>(5)に該当するものを除く。) <u>12万8,700円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 輸出用の一般医薬部外品(イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに <u>1,800円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に該当するものを除く。) <u>7万1,500円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う</p>		<p>(5)に該当するものを除く。) <u>10万7,300円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア 輸出用の一般医薬部外品(イ及びウに掲げるものを除く。) 1品目ごとに <u>1,500円</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(3) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行うものに限る、(4)に該当するものを除く。) <u>6万3,100円</u>に品目に応じて次に定める金額を加えて得た額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(4) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造工程のうち医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う</p>

改 正			現 行		
		<p>ものに限る。) <u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p><u>7万1,500円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>			<p>ものに限る。) <u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p> <p>(5) 輸出用の医薬部外品の製造管理又は品質管理の方法の定期の適合性調査(製造所以外の施設における試験検査に係るものに限る。)</p> <p><u>6万3,100円</u>に1品目ごとに500円を加えて得た額</p>
144 (略)			144 (略)		
145 医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の書換え交付	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	<u>2,400円</u>	145 医薬品医療機器等法施行令第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の書換え交付	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料</p>	<u>2,000円</u>
146 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物の	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若し</p>	<u>3,400円</u>	146 医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品(専ら動物の	<p>薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業若し</p>	<u>2,900円</u>

改正			現行		
ために使用されるものを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の再交付	くは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料		ために使用されるものを除く。)の販売業の許可証、高度管理医療機器等(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品(専ら動物のために使用されるものを除く。)の販売業の許可証の再交付	くは貸与業許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料	
146の2 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	2,400円	146の2 医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料	2,000円
146の3 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	3,400円	146の3 医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定証の再交付	地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料	2,900円
146の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,400円	146の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付	販売従事登録証書換え交付手数料	2,000円
146の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	3,400円	146の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付	販売従事登録証再交付手数料	2,900円
147~167 (略)			147~167 (略)		
7 (略)			7 (略)		
8 県土整備局関係			8 県土整備局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料	金額	手数料徴収に係る事務	手数料	金額

改 正			現 行		
	の名称			の名称	
1～29 (略)			1～29 (略)		
30 都市計画法第47条 第5項の規定に基づ く開発登録簿の写し の交付	開発登録 簿の写し の交付手 数料	用紙1枚につき <u>560円</u>	30 都市計画法第47条 第5項の規定に基づ く開発登録簿の写し の交付	開発登録 簿の写し の交付手 数料	用紙1枚につき <u>470円</u>
31～64 (略)			31～64 (略)		
9～11 (略)			9～11 (略)		